

保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）

平成22年3月24日

保育士養成課程等検討会

はじめに

本検討会は、昨年11月から本年3月まで6回にわたり、保育士養成課程の改正及びそれに伴う保育士試験の見直し等について検討を行ってきた。

このたび、これまでの議論を踏まえ、以下のとおり取りまとめを行うとともに、今後の保育士養成課程の方向性について提言したものが本報告書（中間まとめ）である。

「中間まとめ」の取りまとめに当たっては、保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）の改定を受け、できる限り早期に改正することが必要な保育士養成課程及び保育士試験の改正に関する内容を第1部とし、改定案を決定した。また、今後の制度改革等の動向を踏まえた保育士養成における検討課題に関する内容を第2部とし、今後の検討につなげることとした。

第1部の保育指針の改定を受けた保育士養成課程の改正については平成23年度入学生から、保育士試験については、受験者の負担を考慮し、一定の周知期間を設けて実施する方向で検討すべきと考える。

本検討会における検討内容やその結果に基づき、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）の修業教科目、単位数及び教科目の目標・内容並びに履修方法が改正されることが望まれる。新たな保育士養成課程が、全国の養成施設における養成課程に十分に反映されることを期待するとともに、保育士の一定水準の確保及び専門性の向上に資するものとなることを願うものである。

なお、本検討会は、今後も適宜、必要に応じて開催され、保育士養成等について継続的に検討することが必要である。このため、平成21年度における検討会での議論を踏まえた本報告書を「中間まとめ」とした。

第1部 保育士養成課程及び保育士試験の改正

1. 保育士養成課程の改正について

(1) 改正・見直しの背景

①保育士養成の現状

保育士養成（平成13年以前は「保母養成」）は昭和23年の制度開始以来60年以上の歴史を持つが、近年は保育需要の拡大に伴い、養成施設が増えている（平成15年：415か所、平成21年：583か所）。このうち大学が37%、短期大学が45%、専修学校等が18%となっており、特に、大学での保育士養成が年々増加している。

養成施設では、毎年約4万5千人が保育士資格を取得しているが、その約8割は幼稚園教諭免許1種または2種を同時に取得しており、全国統計では、養成施設を卒業して保育所に勤務する者が約46%、幼稚園に勤務する者が約21%となっている。しかし、保育士の平均勤続年数は全産業平均に比べ、低い現状にある。また、保育士資格取得者のうち現在は保育に従事していない者が60万人以上いると考えられる。

保育士資格は、養成施設を卒業するほか、保育士試験に合格することにより取得できる。多様な人材を確保する観点から受験資格が徐々に緩和されているほか、幼稚園教諭免許取得者には一定の科目が免除されている。なお、保育士試験においては保育現場での実習は課せられていない。

保育士試験により毎年、約4,000～5,000人が保育士となっており、試験による資格取得者は全体の約1割となっている。

②保育現場の状況

近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化や保護者の就労状況等の多様化などにより、保育所をはじめ保育現場においては、業務量の拡大や業務内容の多様化等がもたらされ、保育士の疲弊感が増している等の指摘がある。

また、児童・家庭問題の多様化、複雑化に対応するため、保育士の専門性の向上や保育所の組織的対応、地域の関係機関との連携等が必要となっている。さらに、保育現場における教育的機能や子どもの発達保障への期待が高まるとともに、次世代育成支援の観点から中学生、高校生などの体験学習等も進んでおり、様々な場面で、保育士の専門性の向上

が求められている。

このような保育士の専門性の向上のための研修は、自治体や保育団体などにより数多く実施されているが、任意の参加であり、研修の制度化は図られていない。

(2) 改正の経緯

①保育所保育指針の改定

保育士養成課程の見直しは、これまでも保育指針の改定を受け、その翌年に行われてきたが、今回は特に、保育指針の告示化に伴い、その内容を十分に踏まえた養成課程の見直しが必要となった。

新たな保育指針は、保育所の役割や機能を明確にし、保育所が地域における保育の専門機関として社会的責任を果たすことを求めている。また、子どもの保育と保護者支援を担う保育士の専門性の向上、養護と教育を一体的に行う保育の特性、保育課程の編成や自己評価による保育の改善等の視点を踏まえ、保育所における保育の質の向上をめざし改定されているものである。

なお、平成15年に改正された児童福祉法18条の4において、保育士は「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」とされ、このことが、保育指針の改定の内容にも反映されている。

②保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育指針の告示と同時に策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」は、国及び地方公共団体において、今後取り組んでいくことが必要な保育施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムであり、各保育所における保育の質の向上につなげていく取組が必要であるとしている。

この中で「国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討する」としている。((3) 保育士等の資質・専門性の向上—③)

③保育サービスの質に関する調査研究

平成18年度～平成20年度にわたり厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）において、「保育サービスの質に関する調査・研究」（主任研究者：大嶋恭二教授）が行われた。3年間にわたる本研究により、保

育士養成課程の課題や問題点が明らかにされるとともに、複数の養成課程改正案が具体的に示された。また、保育士養成の在り方や今後の展望などについても述べられた。

④ 社会保障審議会少子化対策特別部会

平成21年2月にとりまとめられた「社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」において、現行の保育制度の課題の一つとして、保育所の質の向上をあげている。そして、このためには、保育士の量・質の確保や計画的な養成等が欠かせないとしている。さらに、保育士等が、実務経験と研修受講を通じてステップアップする仕組みについて、詳細を検討している。

(3) 改正に当たっての基本的考え方

- ① 保育指針の改定内容及び改定・見直しの背景を踏まえ、保育士養成や保育現場における諸課題に対応すべく保育士養成課程等の見直しを行う。その際、保育現場の実践や保育士の専門性を十分に踏まえた内容とする。
- ② 保育現場の実情を踏まえ、実践力や応用力をもった保育士を養成するため、実習や実習指導の充実を図り、より効果的な保育実習にすることが必要である。また、養成施設の増加に伴い、居住型児童福祉施設等における実習受け入れ施設の確保がたいへん難しくなっている実情を踏まえ、実習受け入れ施設の範囲や要件を見直す。
- ③ 保育士養成課程における設置単位数及び履修単位数は、保育士に求められる多様な専門性のうち、必須となる教科目を精選し、本改定では、2年制の課程を想定することを基本とする。このため、現行どおり設置単位数79以上、総履修単位数は68とする。
- ④ 養成課程は現行どおり、教科目を示し、それぞれの教科目について目標、内容を示すこととし、目標は5項目前後、内容は目標に沿った大項目の下に小項目を3～5項目程度たてることを基本とする。なお、目標の記述は、学ぶ側を主体とした書き方に改める。

(4) 改正の内容

①教科目の配列

必修科目が6つの系列から構成されることは、現行どおりであるが、このうち、「保育の本質・目的の理解に関する科目」を「保育の本質・目的に関する科目」とし、学びの観点を明確にする。同様に、「保育の内容・方法の理解に関する科目」を「保育の内容・方法に関する科目」と改める。また、「基礎技能」は、子どもの表現を広くとらえながら、子どもの活動や遊びを促していくために「保育の表現技術」と改める。

また、各系列にある教科目の配列順序を精査し、一部変更する。

②教科目の新設

・「保育者論」（講義2単位）

現行の「保育原理」に含まれていた保育士の役割と責務、制度的位置づけ、及び多様な専門性をもった保育者（看護師・栄養士等）との協働などについて学ぶことが重要であるため、「保育者論」を新設する。特に、児童福祉法第18条の4における保育士の定義や、保育士に求められる今日的課題などを踏まえ、子どもの保育と保護者支援を担う保育士の専門性について学ぶ科目とする。

・「保育の心理学Ⅰ」（講義2単位）、「保育の心理学Ⅱ」（演習1単位）

保育との関連で子どもの発達のプロセスや学びのプロセスについて学ぶことが重要であるため、「教育心理学」と「発達心理学」を統合し「保育の心理学」を新設する。特に、Ⅱの演習では、観察等を通して子どもの心身の状態や行動等を把握する技術を高め、子ども理解に基づく適切な発達援助を行う実践力を修得できるようにすることが必要である。

・「保育課程論」（講義2単位）

保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことや、保育課程を中心として、計画・実践・省察・評価・改善というサイクルを進めていくことが保育にとって重要であることを踏まえ、「保育課程論」を新設する。

・「保育相談支援」（演習1科目）

保育士の「保護者に対する保育に関する指導」（児童福祉法第18条の4）について具体的に学ぶことが重要であるため、「保育相談支援」

を新設する。保育指針第6章の内容を踏まえ、保育実践に活用され、応用される相談支援の内容と方法を学ぶ。その際、「相談援助」、「家庭支援論」等の科目との関連性や整合性に配慮することが必要である。

③教科目の名称の変更等

- ・「児童福祉」を「児童家庭福祉」とする。
児童福祉の増進とともに、児童の家庭を含めて支援する体制や仕組みが必要となっていることを踏まえ、変更する。
- ・「養護原理」「養護内容」を「社会的養護」、「社会的養護内容」とする。
社会的養護の名称が浸透していることや社会的養護の重要性を踏まえ、変更する。
- ・「小児保健」を「子どもの保健Ⅰ」「子どもの保健Ⅱ」とする。
保育現場において、子ども一人一人の心身の状態や発達の過程を踏まえ保健的対応を行うことや、子ども集団全体の健康と安全を考えると等の重要性にかんがみ、「子どもの保健」とする。また、子どもの心身の健康について総合的に理解することが重要であるため、現行の「精神保健」を含む内容とする。
なお、「児童」と「子ども」の使い分けについては、法令等との関わりが深い「保育の本質・目的に関する科目」の系列においては基本的に「児童」とし、他の系列では、子どもとの関わりや保育実践との関連が強いため、広く社会的に浸透している「子ども」を基本とする。
- ・「小児栄養」を「子どもの食と栄養」とする。
保育現場において、子ども一人一人の心身の状態や発達過程を踏まえ、子どもの食にかかわる保育実践を行うことや、子ども集団全体の食事と栄養について理解することが重要であるため、「子どもの食と栄養」とする。また、栄養に関する基本的理解に基づく子どもや家庭への栄養指導や食育の重要性を十分踏まえることとする。
- ・「家族援助論」を「家庭支援論」とする。
家庭、地域などを視野に入れた支援のあり方や支援体制について理解することが必要となっているため、変更する。
- ・「社会福祉援助技術」を「相談援助」とする。

社会福祉士等の養成等において、「社会福祉援助技術」が「相談援助」に改められたことを踏まえるとともに、保育との関連で相談援助の内容や方法について学ぶことが重要であるため「相談援助」に変更する。

- ・「基礎技能」を「保育表現技術」とする。

子どもの表現を広く捉え、子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを様々な表現活動や遊びを通して展開していくことが重要であることを踏まえ、このような子どもの表現に係る保育士の保育技術を修得する教科として「保育表現技術」に名称を変更する。

また、現行の「基礎技能」の内容にある音楽、造形、体育を、音楽表現、造形表現、身体表現、言語表現とするが、これらに関する表現技術を保育との関連で修得できるようにすることが必要である。

④教科目の移行

- ・「発達心理学」「教育心理学」の内容は、「保育の心理学Ⅰ・Ⅱ」を中心に「教育原理」「保育原理」「障がい児保育」等に移行する。

- ・「精神保健」の内容は、「子どもの保健Ⅰ」を中心に「子どもの保健Ⅱ」「児童家庭福祉」「障がい児保育」等に移行する。

- ・「保育内容」を、「保育内容総論」と「保育内容演習」に分ける。

保育内容の全体的な構造や総体を理解した上で、養護と教育にかかる領域等について学ぶことが必要であるため、総論と内容演習の教科目を設定する。

⑤単位数の変更

- ・「保育原理」の内容の一部を新設の「保育者論」の内容とすることに伴い、現行「保育原理」4単位を2単位とする。

- ・「障がい児保育」1単位を2単位にする。

保育現場における障がいのある子どもの増加や障がいの多様化などを踏まえ、より専門的な学習が必要となっている。特に発達障がい及びその疑いのある子どもや保護者への支援を含め、保育現場での適切な対応を修得するため、単位数を増やす。

- ・「保育実習Ⅰ」「保育実習指導」計5単位を「保育実習Ⅰ」4単位と「保

育実習指導Ⅰ」2単位とする。また、選択必修科目である「保育実習Ⅱ又はⅢ」にも「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」の1単位を加える。

保育実習における事前事後指導の充実により実習による学びを強化させ、効果的学習を行うことができるようにするため、3回の保育実習のそれぞれに実習指導を行うこととする。

⑥保育実習Ⅰにおける実習受け入れ施設の範囲や要件の見直し

養成施設の増加に伴う学生の増加や居住型児童福祉施設の減少と通所型児童福祉施設が増加している状況、また、地域における通所型児童福祉施設で学ぶことの意義などを踏まえ、保育実習Ⅰにおける「居住型児童福祉施設等」での実習を居住型に限定せず、障害児通所施設等を含めることにする。

なお、養成施設においては、居住型児童福祉施設等への就職を希望する学生に対し、居住型施設での実習が可能となるよう配慮することが必要である。

以上の内容を踏まえ、保育士養成課程案及び教科目の目標・内容の改正案を別紙1及び2のとおり策定した。

2. 保育士試験について

(1) 見直し・改正の基本的考え方

- ① 保育士養成課程の改正案を「保育士試験出題範囲」に反映させる。すなわち、養成課程の科目名の変更に伴い、試験科目名を変更する。また、養成課程の「目標」を保育士試験の「出題の基本方針」に、「内容」を「出題範囲」に反映させるとともに、教科目間の関連性等については、「出題上の留意事項」の記載において配慮する。
- ② 養成課程の教科目のうち試験科目にない科目について配慮する必要があるが、試験科目としては現行以上に増やさないようにする。
- ③ 多様な人材の確保など、保育士試験が果たしてきた一定の役割を考慮

する必要がある。一方、保育実習が行われないことなどを踏まえ、実技試験等において、保育実践力や応用力を問う内容にするなどの配慮が必要である。

(2) 保育士試験の改正の内容

①試験科目の変更

- ・「現行の「小児保健」と「精神保健」を統合し、「子どもの保健」とする。このため、試験科目が一つ減少する。
- ・「発達心理学」を「保育の心理学」に変更する。また、養成課程の「保育の心理学」の教科目の重要性にかんがみ、得点配分を考慮する。
- ・「児童福祉」は「児童家庭福祉」に、「養護原理」は「社会的養護」に、「小児栄養」は「子どもの食と栄養」に、それぞれ養成課程の教科目名にそろえる。

②実技試験（B 保育実習実技）の変更

- ・現行の「4. 一般保育」は、他の分野への統合が可能であることから、実技試験の分野から削除する。このため、試験実施者が4分野から3分野を選択して実施することを改め、3分野での実施とする。
- ・現行の試験分野の1の「音楽」は「音楽表現に関する技術」、2の「絵画制作」は「造形表現に関する技術」、3の「言葉」は「言語表現に関する技術」とし、養成課程における「保育表現技術」の内容との関連性を持たせる。また、現行にある「特定課題」「自由課題」を「課題」に集約する。

以上の内容を踏まえ、保育士試験の改正案を別紙3のとおり策定した。

3. 保育士養成課程及び保育士試験の改正の内容の周知・伝達

- (1) 保育士養成課程の改正の趣旨・内容が、平成23年度からの実施を目

指し、関係者に十分理解されるよう、様々な方法で周知していくことが必要である。特に、養成施設の教員を対象とした研修の実施や各自治体の担当者に対する十分な周知が必要である。また、保育現場への伝達及び普及を図り、保育実践の場において養成課程の内容等について、今後、検証されていくことが望まれる。

- (2) 養成施設においては、保育士養成課程の改正を踏まえた講義・演習内容等の見直しを行い、特に新設科目については、関係者で協議するなどの工夫が必要である。また、保育現場との一層の連携・協力が図られることが求められる。
- (3) 保育士試験の改正内容についても、様々な方法で広く周知するとともに、現行の試験から改正後の試験への移行やその時期について、できるだけ受験者の不利益とならないよう配慮することが必要である。
- (4) 保育士試験を実施する者、試験問題の作成に関わる者への改正の趣旨や内容の周知・伝達はもとより、保育士試験の一定のレベルの確保と試験の公平性を保つために関係者による協議等が求められる。

第2部 保育士養成課程等における今後の検討課題

1. 保育の専門性の構築と保育士のキャリアアップ

- (1) 今日、保育士が保育現場で直面する多様な課題に適切に対応し、子どもの保育と保護者支援を確実に担っていくためには、より高い専門性が求められる。その際、保育士に必要とされる知識・技術・判断力等を明らかにしながら、養成課程や現任研修、保育研究等の充実を図ることが必要であり、保育士の専門性の構築やその検証もこうした取組を通して行われていくことが望まれる。
- (2) 第1部では、当面、2年制の課程を想定することを基本として、保育士養成課程の改正案を示したが、保育士の専門性の構築と質の向上のためには、保育士養成や保育士資格の在り方を見直すことが必要である。そのためにも、4年制課程や大学院での学びなど専門性の更なる向上を視野に入れた養成年限や国家試験の実施の要否等について検討することが必要である。
- (3) 保育士がやりがいを感じながら、将来にわたって働き続けられるようにすることにより、保育現場における質の高い人材を安定的に確保し、その定着を促進していくことが必要である。そのためにも、保育士が目標をもってキャリアアップをめざすことのできる仕組みについて検討していく必要がある。
- (4) 保育現場の組織性を高め、保育士のキャリアアップを図るためにも、保育士の専門性に伴う業務内容やその範囲等について検討することが必要と考えられる。主任保育士の位置づけや新人、中堅、ベテランの役割及び業務内容について全国で一定程度、共通の認識を持てるようにし、その制度的位置づけも含め検討することや、保育士が長期的見通しをもって、自身の資質を向上させていけるような仕組みが必要である。
- (5) 養成施設での基本的な学習の上に、現任研修が重ねられていくことが望まれる。特に、保育士の研修体系に基づく研修の計画的実施と、研修の受講が評価されること等によりステップアップしていくことで、保育士の専門性の向上が期待される。このような仕組みが制度化されていくことが望ましい。また、受講者の主体的取組が尊重される多様な研修方

法や研修形態により、効果的な学びとする等の工夫も検討すべきである。

- (6) 保育の特性や保育士の専門性に根ざした保育実践を明確にしていくことが重要である。そのためにも、幼稚園教諭、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士等、保育と関連する様々な職種の業務内容や専門性との関連で保育士の業務を捉えることが必要である。
- (7) 近年、世界の潮流は幼児教育の振興にあり、保育や幼児教育を担う者の質の向上やその評価に関心が高まっている。特に、遊びや環境を通して子どもの学びを促し、深めていくことや、子どもを観察するための知識や技術、保育の環境を構成することについての専門性等を持つことが重要であり、保育士の養成の方法等について、さらに検討する必要がある。

2. 養成施設の質の確保と向上

- (1) 養成施設の教員の質を担保するために、教員の資格要件の内容や資格審査について検討する必要があると考えられる。特に、養成施設の急増や保育士養成コースの新設に伴い、教員の確保が課題となっており、その質の低下が懸念される。養成施設教員の研修の義務付けや研究等への参画が求められる。
- (2) 養成施設において、保育士がその専門性や経験を生かし養成に携わることが重要であることから、保育士資格のある者、保育現場での保育経験がある者を教員として配置するなど、保育の専門性を有する教員の確保とその育成を視野に入れることが必要である。このために、見通しを持って養成施設の教員を育成する必要がある。
- (3) 養成施設間の連携を図り、特に、地域における保育に関わる課題等について協議したり、関係者が集う場を設けたりしながら、地域の子育て力の向上や児童福祉の推進に養成施設がかかわり、関係機関や地域社会との協働を模索していくことも大切である。

3. 養成施設と保育現場等との連携

- (1) 養成課程における保育実習の位置づけを高め、より効果的な実習とするためには、養成施設と実習受け入れ施設との連携が欠かせない。保育実習先における教員の訪問指導の充実や学生、保育士、教員による一定の時間の話し合い等の実施により相互理解が図られることが重要であり、実習評価の基準を保育士の協力により策定するなどの工夫も検討すべきである。なお、その際、受け入れ施設や保育士の負担増について、一定の配慮も必要である。
- (2) 今後は、保育実習の長期化やインターンシップなども視野にいたした検討が望まれる。学生の保育現場への継続的にかかわりによる実践知の獲得は、就職へのモチベーションを高めることにもつながると考えられる。
- (3) 養成施設の教員と保育士等の協働による実践研究が進められることにより、双方の質の向上と専門性の確立が促される。保育に関する理論と実践を結び付けていくことや、保育士の実践知を共有していくことにより保育内容の充実や養成課程における教科内容の充実を図っていくことが必要である。
- (4) 養成施設、保育所、行政の協働により保育士の現任研修運営協議会が設けられ、研修会が実施されている地域もある。養成施設と保育所等児童福祉施設が相互に連携しながら研修の質の向上を図っていくためには有効であり、このような研修の実施方法やその工夫・評価等を含め、検討していくことが必要である。
- (5) 養成施設の教員と保育士、幼稚園・小学校教諭、看護師・保健師、医師等との協働は、地域における子どもの健全育成や保護者の子育て支援に直結するため、養成施設の教員がより社会性をもって、地域社会の様々な人や場、関係機関等と連携していくことが重要であり、保育や子育てに関わるネットワークの形成について検討する必要がある。

本検討会において、以上のような意見が活発に出され、保育士養成の在り方について様々な論議が展開された。

しかし、本検討会は、限られた期間のなか、保育士養成課程及び保育士試験の改正について検討を行ったものであり、多岐にわたる課題について、十分に

検討されたとはいえない。例えば、4年制保育士課程の創設や保育士試験の在り方、保育士のキャリアアップ等についての論議は不十分であり、残された課題も多い。

保育の制度改革の議論においては、保育をめぐる社会的状況、保育士のおかれた現状を踏まえ、その専門性、質の向上のための方策が課題の一つとされているところである。したがって、保育士養成に係る諸課題については、この議論を踏まえつつ、本中間まとめを発展させる形で、引き続き、幅広く検討を行う必要があると考える。

保育士養成課程の改正案

	現 行				改 正 案			
	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数
教 養 科 目		外国語（演習）	2以上			外国語（演習）	2以上	
		体育（講義）	1	1		体育（講義）	1	1
		体育（実技）	1	1		体育（実技）	1	1
		その他	6以上			その他	6以上	
	教 養 科 目 計		10以上	8以上	教 養 科 目 計		10以上	8以上
必 修 科 目	保育の本質 ・目的の理解 に関する科 目	社会福祉（講義）	2	2	保育の本質 ・目的に関す る科目	保育原理（講義）	2	2
		社会福祉援助技術（演習）	2	2		保育の原理（講義）	2	2
		児童福祉（講義）	2	2		児童家庭福祉（講義）	2	2
		保育原理（講義）	4	4		社会福祉（講義）	2	2
		養護原理（講義）	2	2		相談援助（演習）	1	1
		教育原理（講義）	2	2		社会的養護（講義）	2	2
	計	14	14	計	13	13		
保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 す る 科 目	発達心理学（講義）	2	2	保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 す る 科 目	保育の心理学Ⅰ（講義）	2	2	
	教育心理学（講義）	2	2		保育の心理学Ⅱ（演習）	1	1	
	小児保健（講義・実習）	5	5		子どもの保健Ⅰ（講義）	4	4	
	小児栄養（演習）	2	2		子どもの保健Ⅱ（演習）	1	1	
	精神保健（講義）	2	2		子どもの食と栄養（演習）	2	2	
	家族援助論（講義）	2	2		家庭支援論（講義）	2	2	
計	15	15	計	12	12			
保 育 の 内 容 ・ 方 法 の 理 解 に 関 す る 科 目	保育内容（演習）	6	6	保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 す る 科 目	保育課程論（講義）	2	2	
	乳児保育（演習）	2	2		保育内容総論（演習）	1	1	
	障害児保育（演習）	1	1		保育内容演習（演習）	5	5	
	養護内容（演習）	1	1		乳児保育（演習）	2	2	
					障がい児保育（演習）	2	2	
					社会的養護内容（演習）	1	1	
計	10	10	計	14	14			
基礎技能	基礎技能（演習）	4	4	保育の 表現技術	保育表現技術（演習）	4	4	
保 育 実 習	保育実習（実習）	5	5	保 育 実 習	保育実習Ⅰ（実習）	4	4	
					保育実習指導Ⅰ（演習）	2	2	
総合演習	総合演習（演習）	2	2	総合演習	保育実践演習（演習）	2	2	
	必 修 科 目 計		50	50	必 修 科 目 計		51	51
選 択 必 修 科 目	保育に関する科目 （上記の系列より科目設定）		17以上	8以上	保育に関する科目 （上記の系列より科目設定）		15以上	6以上
	保 育 実 習 Ⅱ 又 は Ⅲ （ 実 習 ）	2	2	保 育 実 習 Ⅱ 又 は Ⅲ （ 実 習 ） 保 育 実 習 指 導 Ⅱ 又 は Ⅲ （ 演 習 ）	2	2		
					1	1		
	選 択 必 修 科 目 計		19以上	10以上	選 択 必 修 科 目 計		18以上	9以上
	合 計		79以上	68以上	合 計		79以上	68以上

教科目の教授内容の改正案

【保育の本質・目的に関する科目】

<p><科目名> 保育原理（講義・2単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育の意義について理解する。2. 保育所保育指針における保育の基本について理解する。3. 保育の内容と方法の基本について理解する。4. 保育の思想と歴史的変遷について理解する。5. 保育の現状と課題について考察する。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育の意義<ol style="list-style-type: none">(1) 保育の理念と概念(2) 児童の最善の利益を考慮した保育(3) 保護者との協働(4) 保育の社会的意義(5) 保育所保育と家庭的保育(6) 保育所保育指針の制度的位置づけ2. 保育所保育指針における保育の基本<ol style="list-style-type: none">(1) 養護と教育の一体性(2) 環境を通して行う保育(3) 発達過程に応じた保育(4) 保護者との緊密な連携(5) 倫理観に裏付けられた保育士の専門性3. 保育の目標と方法<ol style="list-style-type: none">(1) 現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う(2) 生活と遊びを通して総合的に行う保育(3) 保育における個と集団への配慮(4) 計画・実践・記録・評価・改善の過程の循環4. 保育の思想と歴史的変遷<ol style="list-style-type: none">(1) 諸外国の保育の思想と歴史(2) 日本の保育の思想と歴史5. 保育の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 諸外国の保育の現状と課題(2) 日本の保育の現状と課題

【保育の本質・目的に関する科目】

<科目名>

教育原理（講義・2単位）

<目標>

1. 教育の意義、目的及び児童福祉等とのかかわりについて理解する。
2. 教育の思想と歴史的変遷について学び、教育に関する基礎的な理論について理解する。
3. 教育の制度について理解する。
4. 教育実践のさまざまな取り組みについて理解する
5. 生涯学習社会における教育の現状と課題について理解する。

<内容>

1. 教育の意義、目的及び児童福祉等との関連性
 - (1) 教育の意義
 - (2) 教育の目的
 - (3) 教育と児童福祉の関連性
 - (4) 人間形成と家庭・地域・社会等との関連性
2. 教育の思想と歴史的変遷
 - (1) 諸外国の教育思想と歴史
 - (2) 日本の教育思想と歴史
 - (3) 児童観と教育観の変遷
3. 教育の制度
 - (1) 教育制度の基礎
 - (2) 教育法規・教育行政の基礎
 - (3) 諸外国の教育制度
4. 教育の実践
 - (1) 教育実践の基礎理論－内容、方法、計画と評価－
 - (2) 教育実践の多様な取り組み
5. 生涯学習社会における教育の現状と課題
 - (1) 生涯学習社会と教育
 - (2) 現代の教育課題

【保育の本質・目的に関する科目】

<p><科目名> 児童家庭福祉（講義・2単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷について理解する。2. 児童家庭福祉と保育との関連性及び児童の人権について理解する。3. 児童家庭福祉の制度や実施体系等について理解する。4. 児童家庭福祉の現状と課題について理解する。5. 児童家庭福祉の動向と展望について理解する。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷<ol style="list-style-type: none">(1) 児童家庭福祉の理念と概念(2) 児童家庭福祉の歴史の変遷(3) 現代社会と児童家庭福祉2. 児童家庭福祉と保育<ol style="list-style-type: none">(1) 児童家庭福祉の一分野としての保育(2) 児童の人権擁護と児童家庭福祉3. 児童家庭福祉の制度と実施体系<ol style="list-style-type: none">(1) 児童家庭福祉の制度と法体系(2) 児童家庭福祉行財政と実施機関(3) 児童福祉施設等(4) 児童家庭福祉の専門職・実施者4. 児童家庭福祉の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 少子化と子育て支援サービス(2) 母子保健と児童の健全育成(3) 多様な保育ニーズへの対応(4) 児童虐待防止・ドメスティックバイオレンス(5) 社会的養護(6) 障がいのある児童への対応(7) 少年非行等への対応5. 児童家庭福祉の動向と展望<ol style="list-style-type: none">(1) 次世代育成支援と児童家庭福祉の推進(2) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク(3) 諸外国の動向

【保育の本質・目的に関する科目】

<科目名>

社会福祉（講義・2単位）

<目標>

1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷について理解する。
2. 社会福祉と児童福祉及び児童の人権や家庭支援との関連性について理解する。
3. 社会福祉の制度や実施体系等について理解する。
4. 社会福祉における相談援助や利用者の保護にかかわる仕組みについて理解する。
5. 社会福祉の動向と課題について理解する。

<内容>

1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷
 - (1) 社会福祉の理念と概念
 - (2) 社会福祉の歴史の変遷
2. 社会福祉と児童家庭福祉
 - (1) 社会福祉の一分野としての児童家庭福祉
 - (2) 児童の人権擁護と社会福祉
 - (3) 家庭支援と社会福祉
3. 社会福祉の制度と実施体系
 - (1) 社会福祉の制度と法体系
 - (2) 社会福祉行財政と実施機関
 - (3) 社会福祉施設等
 - (4) 社会福祉の専門職・実施者
 - (5) 社会保障及び関連制度の概要
4. 社会福祉における相談援助
 - (1) 相談援助の意義と原則
 - (2) 相談援助の方法と技術
5. 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み
 - (1) 情報提供と第三者評価
 - (2) 利用者の権利擁護と苦情解決
6. 社会福祉の動向と課題
 - (1) 少子高齢化社会への対応
 - (2) 在宅福祉・地域福祉の推進
 - (3) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク
 - (4) 諸外国の動向

【保育の本質・目的に関する科目】

<科目名>

相談援助（演習・1単位）

<目標>

1. 相談援助の概要について理解する。
2. 相談援助の方法と技術について理解する。
3. 相談援助の具体的展開について理解する。
4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。

<内容>

1. 相談援助の概要
 - (1) 相談援助の理論
 - (2) 相談援助の意義
 - (3) 相談援助の機能
 - (4) 相談援助とソーシャルワーク
 - (5) 保育とソーシャルワーク
2. 相談援助の方法と技術
 - (1) 相談援助の対象
 - (2) 相談援助の過程
 - (3) 相談援助の技術・アプローチ
3. 相談援助の具体的展開
 - (1) 計画・記録・評価
 - (2) 関係機関との協働
 - (3) 多様な専門職との連携
 - (4) 社会資源の活用、調整、開発
4. 事例分析
 - (1) 虐待の予防と対応等の事例分析
 - (2) 障がいのある子どもとその保護者への支援等の事例分析
 - (3) ロールプレイ、フィールドワーク等による事例分析

【保育の本質・目的に関する科目】

<科目名>

社会的養護（講義・2単位）

<目標>

1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷について理解する。
2. 社会的養護と児童福祉の関連性及び児童の権利擁護について理解する。
3. 社会的養護の制度や実施体系等について理解する。
4. 社会的養護における児童の人権擁護及び自立支援等について理解する。
5. 社会的養護の現状と課題について理解する。

<内容>

1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷
 - (1) 社会的養護の理念と概念
 - (2) 社会的養護の歴史の変遷
2. 社会的養護と児童家庭福祉
 - (1) 児童家庭福祉の一分野としての社会的養護
 - (2) 児童の権利擁護と社会的養護
3. 社会的養護の制度と実施体系
 - (1) 社会的養護の制度と法体系
 - (2) 社会的養護の仕組みと実施体系
 - (3) 家庭的養護と施設養護
 - (4) 社会的養護の専門職・実施者
4. 施設養護の実際
 - (1) 施設養護の基本原則
 - (2) 施設養護の実際－日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等－
 - (3) 施設養護とソーシャルワーク
5. 社会的養護の現状と課題
 - (1) 施設等の運営管理
 - (2) 倫理の確立
 - (3) 被措置児童等の虐待防止
 - (4) 社会的養護と地域福祉

【保育の本質・目的に関する科目】

<科目名>

保育者論（講義・2単位）

<目標>

1. 保育者の役割と倫理について理解する。
2. 保育士の制度的な位置づけを理解する。
3. 保育士の専門性について考察し、理解する。
4. 保育者の協働について理解する。
5. 保育者の専門職的成長について理解する。

<内容>

1. 保育者の役割と倫理
 - (1) 役割
 - (2) 倫理
2. 保育士の制度的位置づけ
 - (1) 資格
 - (2) 要件
 - (3) 責務
3. 保育士の専門性
 - (1) 養護と教育
 - (2) 保育士の資質・能力
 - (3) 知識・技術及び判断
 - (4) 保育の省察
 - (5) 保育課程による保育の展開と自己評価
4. 保育者の協働
 - (1) 保育と保護者支援にかかわる協働
 - (2) 専門職間及び専門機関との連携
 - (3) 保護者及び地域社会との協働
 - (4) 家庭的保育者等との連携
5. 保育者の専門職的成長
 - (1) 専門性の発達
 - (2) 生涯発達とキャリア形成

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

保育の心理学 I (講義・2単位)

<目標>

1. 保育実践にかかわる心理学の知識を習得する。
2. 子どもの発達にかかわる心理学の基礎を習得し、子どもへの理解を深める。
3. 子どもが人との相互的にかかわりを通して発達していくことを具体的に理解する。
4. 生涯発達の観点から発達のプロセスや初期経験の重要性について理解し、保育との関連を考察する。

<内容>

1. 保育と心理学
 - (1) 子どもの発達を理解することの意義
 - (2) 保育実践の評価と心理学
 - (3) 発達観、子ども観と保育観
2. 子どもの発達理解
 - (1) 子どもの発達と環境
 - (2) 感情の発達と自我
 - (3) 身体的機能と運動機能の発達
 - (4) 知覚と認知の発達
 - (5) 言葉の発達と社会性
3. 人との相互的にかかわりと子どもの発達
 - (1) 基本的信頼感の獲得
 - (2) 他者とのかかわり
 - (3) 社会的相互作用
4. 生涯発達と初期経験の重要性
 - (1) 生涯発達と発達援助
 - (2) 胎児期及び新生児期の発達
 - (3) 乳幼児期の発達
 - (4) 学童期から青年期の発達
 - (5) 成人期、老年期の発達

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

保育の心理学Ⅱ（演習・1単位）

<目標>

1. 子どもの心身の発達と保育実践について理解を深める。
2. 生活と遊びを通して学ぶ子どもの経験や学習の過程を理解する。
3. 保育における発達援助について学ぶ。

<内容>

1. 子どもの発達と保育実践
 - (1) 子ども理解における発達の把握
 - (2) 個人差や発達過程に応じた保育
 - (3) 身体感覚を伴う多様な経験と環境との相互作用
 - (4) 環境としての保育者と子どもの発達
 - (5) 子ども相互のかかわりと関係作り
 - (6) 自己主張と自己統制
 - (7) 子ども集団と保育の環境
2. 生活や遊びを通じた学びの過程
 - (1) 子どもの生活と学び
 - (2) 子どもの遊びと学び
 - (3) 生涯にわたる生きる力の基礎を培う
3. 保育における発達援助
 - (1) 基本的な生活習慣の獲得と発達援助
 - (2) 自己の主体性の形成と発達援助
 - (3) 発達の課題に応じた援助やかかわり
 - (4) 発達の連続性と就学への支援
 - (5) 発達援助における協働
 - (6) 現代社会における子どもの発達と保育の課題

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

子どもの保健 I (講義・4単位)

<目標>

1. 子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義を理解する。
2. 子どもの身体発育や生理機能及び運動機能並びに精神機能の発達と保健について理解する。
3. 子どもの疾病とその予防法及び適切な対応について理解する。
4. 子どもの精神保健とその課題等について理解する。
5. 保育における環境及び衛生管理並びに安全管理について理解する。
6. 施設等における子どもの心身の健康及び安全の実施体制について理解する。

<内容>

1. 子どもの健康と保健の意義
 - (1) 生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的
 - (2) 健康の概念と健康指標
 - (3) 地域における保健活動と児童虐待防止
2. 子どもの発育・発達と保健
 - (1) 生物としてのヒトの成り立ち
 - (2) 身体発育と保健
 - (3) 生理機能の発達と保健
 - (4) 運動機能の発達と保健
 - (5) 精神機能の発達と保健
3. 子どもの疾病と保育
 - (1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴
 - (2) 子どもの疾病の予防と適切な対応
4. 子どもの精神保健
 - (1) 子どもの生活環境と精神保健
 - (2) 子どもの心の健康とその課題
5. 環境及び衛生管理並びに安全管理
 - (1) 保育環境整備と保健
 - (2) 保育現場における衛生管理
 - (3) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機管理
6. 健康及び安全の実施体制
 - (1) 職員間の連携と組織的取組
 - (2) 母子保健対策と保育
 - (3) 家庭・専門機関・地域との連携

【保育の対象の理解に関する科目】

<科目名>

子どもの保健Ⅱ（演習・1単位）

<目標>

1. 子どもの健康及び安全に係る保健活動の計画及び評価について学ぶ。
2. 子どもの健康増進及び心身の発育・発達を促す保健活動や環境を考える。
3. 子どもの疾病とその予防及び適切な対応について具体的に学ぶ。
4. 救急時の対応や事故防止、安全管理について具体的に学ぶ。
5. 現代社会における心の健康問題や地域保健活動等について理解する。

<内容>

1. 保健活動の計画及び評価
 - (1) 保健計画の作成と活用
 - (2) 保健活動の記録と自己評価
 - (3) 子どもの保健に係る個別対応と子ども集団全体の健康と安全・衛生管理
2. 子どもの保健と環境
 - (1) 保健における養護と教育の一体性
 - (2) 子どもの健康増進と保育の環境
 - (3) 子どもの生活習慣と心身の健康
 - (4) 子どもの発達援助と保健活動
3. 子どもの疾病と適切な対応
 - (1) 体調不良や傷害が発生した場合の対応
 - (2) 感染症の予防と対策
 - (3) 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患、アレルギー性疾患等）
 - (4) 乳児への適切な対応
 - (5) 障がいのある子どもへの適切な対応
4. 事故防止及び健康安全管理
 - (1) 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組
 - (2) 救急処置及び救急蘇生法の習得
 - (3) 保育における看護と応急処置
 - (4) 災害への備えと危機管理
5. 心とからだの健康問題と地域保健活動
 - (1) 子どもの養育環境と心の健康問題
 - (2) 心とからだの健康づくりと地域保健活動